

○山北町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

平成29年3月30日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、町民自らが所有し居住する木造住宅の耐震改修工事等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、山北町補助金交付規則（昭和62年山北町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行）」に基づいて、耐震診断技術者が行う木造住宅に対する耐震性の診断をいう。
- (2) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって、神奈川県が実施する木造住宅耐震実務講習会を修了した者をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅において、改修工事後の耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となる工事をいう。
- (4) 耐震改修工事等 耐震改修工事、耐震改修後を想定した耐震診断、工事設計、工事積算、工事監理その他耐震改修に必要なものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、次の各号のすべてに該当する木造住宅について、耐震改修工事を受ける事業とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反している建物及びこの要綱に基づき既に補助金の交付を受けた建物は、対象としない。

- (1) 町民自ら町内に所有し居住するもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けて建築された一戸建住宅、2世帯住宅又は店舗兼用住宅であるもの。ただし、昭和56年6月1日以降に建築確認通知書を受けて増築又は改築されたものを除く。
- (3) 地上の階数が2以下であるもの。
- (4) 在来枠組工法により建築されたもの。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法のものを除く。
- (5) 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された建物。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、1件につき次に掲げる額の合計額とする。

(1) 耐震改修工事等に要する経費の2分の1までとし、600,000円を上限とする。
この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額。

2 補助金の交付にあたっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長と協議するものとする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、耐震改修工事等を行う前に、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査し、その適否を決定し、木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請書に通知するものとする。

(耐震改修工事等の着手)

第8条 前条の規定により、補助金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに耐震改修工事等に着手するものとする。

(交付申請の変更及び取り下げ)

第9条 交付対象者は、交付申請の変更及び取消をする場合は、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請変更・取下げ申請書(第3号様式)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付申請の変更及び取消の決定)

第10条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査し、その適否を決定し、木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定変更・取消し通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 交付対象者が、虚偽又は不正な手段により補助金の決定を受けたとき、若しくは、この要綱に違反することが判明したときは、町長は、前項により、交付決定を取り消しすることができる。

(中間状況報告等)

第11条 町長は、耐震改修工事等において必要があると認めるときは、交付対象者から報告を

求め、又はその工事現場に立ち入り、工事状況を確認することができる。

(完了報告)

第12条 交付対象者は、耐震改修工事等の終了後、速やかに木造住宅耐震改修工事等完了報告書(第5号様式)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 町長は、前条の完了報告を受け、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、木造住宅耐震改修工事等補助金額確定通知書(第6号様式)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第14条 前条の確定通知書を受けた交付対象者は、速やかに木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

第1号様式（第6条関係）

木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書

年 月 日

山北町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号 ㊟

山北町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助区分	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事	
建築物概要	建築物の所在地	山北町
	建築物共有者の住所・氏名	※共有者がいる場合のみ記入
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 2世帯住宅 <input type="checkbox"/> （ ）併用住宅
	構造・階数	木造 階建
	床面積	1階 m ² 2階 m ² 延べ面積 m ²
	建築年度	昭和 年 月
耐震診断結果	現 状	耐震診断評点 点 <input type="checkbox"/> 一般診断 <input type="checkbox"/> 精密診断
		診断技術者氏名
	耐震改修後（想定）	耐震診断評点 点
		診断技術者氏名
補助申請額	要綱第4条の規定による	
関係書類	1. 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 6. 耐震改修工事実施設計書 2. 建築確認通知書等、建築年度を証明するもの 7. 6の耐震改修工事実施設計を行った建築士の免許証の写し 3. 耐震診断結果報告書 8. 耐震改修後を想定した耐震診断結果報告書 4. 現況写真 9. 8の耐震診断技術者の県講習修了証の写し 5. 耐震改修工事等に係る見積書 10. その他	
備考欄	・山北町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱による補助金の交付を受けてから1年を経過しない者が、この申請をするときは、上記関係書類1～3を省略することができます。	

木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定通知書

都 第 号
年 月 日

様

山北町長



年 月 日付けで申請のあった山北町木造住宅耐震改修工事等補助金については、次のとおり決定したので、山北町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第7条の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 補助金を交付する <input type="checkbox"/> 補助金を交付しない
補助区分	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事
補助金額	60万円を上限として改修工事費の2分の1
交付しない理由	
条件	<ol style="list-style-type: none">1 補助対象建築物は、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書（第1号様式）記載の建築物とする。2 耐震改修工事は、交付決定の日以降、その年度の2月末までに完了し、要綱第12条の規定により、木造住宅耐震改修工事等完了報告書（第5号様式）を町長に提出すること。3 耐震改修工事が予定期間に完了する見込みがない場合、若しくは、完了しない場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。4 申請を変更又は取下げるときは、要綱第9条の規定により木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請変更・取下げ申請書（第3号様式）を提出すること。5 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき、若しくは、要綱に違反することが認められたときは、補助金の交付を取消すことがある。6 その他、要綱の定めに従うこと。

第3号様式（第9条関係）

木造住宅耐震改修工事等補助金 交付申請変更・取下げ申請書

年 月 日

山北町長

様

申請者

住所

氏名

電話番号

㊞

山北町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第9条の規定により、補助金交付申請を変更・取下げしたいので関係書類を添えて申請します。

区 分	変更 ・ 取下げ
理 由	
内 容 (取下げの場合は記載不要)	
備 考	

添付書類(取下げの場合は必要ありません。)

- ・ 変更後の耐震改修工事実施設計書
- ・ 変更後の耐震改修後を想定した耐震診断結果報告書
- ・ その他変更に伴う書類

木造住宅耐震改修工事等補助金 交付決定変更・取消し通知書

都 第 号

年 月 日

様

山北町長

印

年 月 日付け 都 第 号で交付決定した山北町木造住宅耐震改修工事等補助金に係る交付決定の内容を次のとおり変更・取消したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 変更を承認する <input type="checkbox"/> 変更を承認しない
	<input type="checkbox"/> 取消し
決定の理由 (変更を承認する場合は除く)	

第5号様式（第12条関係）

木造住宅耐震改修工事等完了報告書

年 月 日

山北町長 様

申請者 住所
氏名 ㊤
電話番号

年 月 日付け 都 第 号にて補助金の交付決定通知を受けた耐震改修工事等が完了したので、山北町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

工事完了日	年 月 日
工事監理者	住所
	氏名
	電話番号
工事施工者	住所
	氏名
	電話番号
備考	

添付書類

- ・耐震改修工事の各工程の写真
- ・耐震改修工事に係る領収書（請求書）の写し
- ・その他完了報告に伴う書類

第6号様式（第13条関係）

木造住宅耐震改修工事等補助金額確定通知書

都 第 号
年 月 日

様

山北町長



山北町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり通知します。

交付決定番号	都 第 号 年 月 日
補助金額	円
<p>備 考</p> <p>本通知書受領後、速やかに木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出してください。</p> <p>補助金算定式</p> <p>耐震改修工事等の費用</p> <p>_____ 円 × 1/2 = _____ 円</p> <p>(千円未満切捨て)</p> <p>≒ _____ 円</p>	

木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書

年 月 日

山北町長 様

住所
氏名
電話番号

㊞

山北町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり請求します。

補助金額確定 通知番号	都 第 号 年 月 日
請求金額	円
振込金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店・支所
口座の種別	普通 当座
口座名義人	
口座番号	
■処理欄（こちらは、記入しないでください）	

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第10条関係）

第5号様式（第12条関係）

第6号様式（第13条関係）

第7号様式（第14条関係）